

平成23年12月21日

各 位

会社名 株式会社シャルレ
代表者名 代表取締役社長 岡本 雅文
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 法務室長 原 豊
TEL (078) 792-7419

訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

当社および当社元取締役5名を被控訴人とする訴訟の控訴に関しまして、平成23年12月21日、東京高等裁判所より、当社株主および元株主合計25名らの控訴を棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社および当社元取締役5名は、当社株主および元株主合計25名（原告ら）から、平成20年9月22日に開始された当社普通株式への公開買付けに対する当社取締役会の賛同意見表明の開示内容等を原因として株価の下落という損害が生じた旨を主張され、合計337,061,489円およびそれに対する遅延損害金の支払いを求める内容の損害賠償請求訴訟について提起がなされ、これを争っていました。

平成23年7月7日付「訴訟の第一審判決に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、平成23年7月7日付にて東京地方裁判所より、原告らの当社に対する請求を全て棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されましたが、原告らがこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴していたものです。

2. 控訴を提起した者

控訴人（原告）：当社株主および元株主合計25名

3. 判決の内容

第一審と同様に当社の主張を全面的に認め、控訴人らの控訴を棄却し、当社の全面勝訴とするものです。

判決主文は以下のとおりです。

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。

4. 今後の見通し

上記のとおり、控訴人らの控訴はいずれも棄却されました。

従いまして、現時点での当社業績への影響はございません。

なお、今回の判決に対する控訴人らの対応につきましては現時点で明確に示されておりませんが、控訴人らより上告等がされた場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応してまいります。

以 上